



# 秋厚労ニュース

NO1803号  
2017年11月13日  
秋田県厚生連労働組合  
秋田市山王5-4-2  
TEL 018(864)3341  
FAX 018(864)3349

# 同じ4年勉強して 初任給8,400円差

## 高度専門士

「高度専門士」という称号は、大学卒業者と同等な学力があると認められ、大学院の入学資格も与えられています。「最終学歴」は初任給を決める根拠ですが、同じ厚生連でも、新潟・愛知・広島・香川などは高度専門士を給与面で「4年制大学卒と同等」としている一方、秋田は別格扱いです。

「専門士」と「高度専門士」(文部科学省のホームページより)

| 専門士   | 高度専門士  |
|---|--|
| 以下の要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「専門士」の称号が付与されています。なお、「専門士」の称号が付与された者は、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、大学への編入学の資格が与えられています。 | 以下の要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「高度専門士」の称号が付与されています。「高度専門士」の称号が付与された者は、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、大学院の入学資格が与えられています。 |
| ① 修業年限が2年以上<br>② 総授業時数が1,700時間(62単位)以上<br>③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること  | ① 修業年限が4年以上<br>② 総授業時数が3,400時間(124単位)以上<br>③ 体系的に教育課程が編成されていること<br>④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること                |

4年制大学を卒業すると「学士」という学位が授与されます。同じように専門学校(専修学校の専門課程)を卒業した場合は「専門士」という称号が与えられます。専門学校の教育内容が高度化・長期化してきたことから、2005年(平成17年)、文部科学省は、一定の条件をクリアした専門学校卒業生に「高度専門士」とい

## 高度専門士は大卒と同等 大学院の入学資格も

「高度専門士」という学位が授与され、4年制大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、大学院の入学資格が与えられています。

### 医療以外にも職種多岐

現時点で、文部科学省のホームページに掲載されている「高度専門士の称号を付与できる専門学校」は

全国240校。うち89校が医療系。他商業・工業・自動車・音楽・美術・動物・事務・服装・文化・コンピュータなど多岐に渡ります。

### 社会的には同等のはずなのに

秋田県厚生連職員の初任給は「最終学歴」によって決まります。現行給料表では、医療職Ⅱの場合、4年制大学卒業者は4等級3号給(186,100円)、専門学校4年は5等級7号給(177,700円)と、同じ4年間勉強した人でも入職時から8千4百円の差があります。

職者は「専門3年」に位置づけられており、大卒との差は1万5千円にもなります。

高度専門士は、社会的には「4年制大学卒業者と同等」と認められているのに、どうして給料面で差がつくのか。疑問に思うのも無理はありません。

### 厚生連でも違いが

ちなみに、同じ厚生連の中でも、新潟・愛知・広島・香川などは、高度専門士の給料について、「4年制大学卒と同等」としています。その根拠について、愛知は「在

学年数を考慮して初任給を決めているため」とし、広島・香川は「文部科学省・4年制大学卒業者と同等以上の学力、との規定による」としています。一方、秋田県や秋田市は「専修学校と大学とは別扱い」という考え方をしており、高度専門士への対応はしていません。この件に関して、秋厚労は、今後とも、議論と交渉が必要な課題であると考えています。

日本の学位・称号

| 学位    | 学位                         | 日本の学位・称号                     | 日本の学位・称号    |
|-------|----------------------------|------------------------------|-------------|
| 博士    | 大学院の博士課程<br>(前期2年の博士課程を除く) | M20・学位令                      |             |
| 修士    | 大学院の修士課程<br>(前期2年の博士課程を含む) | S28・学位規則                     |             |
| 専門職学位 | 法務博士(専門職)                  | 法科大学院                        | H15・学校教育法   |
|       | 教職修士(専門職)                  | 教職大学院                        |             |
|       | 修士(専門職)                    | 専門職大学院<br>(法科・教職大学院を除く)      |             |
| 学士    | 大学                         | H3・学校教育法                     |             |
| 短期大学士 | 短期大学                       | H17・学位規則                     |             |
| 準学士   | 高等専門学校                     | 学校教育法                        |             |
| 称号    | 高度専門士                      | 特定の専修学校の専門課程<br>(主に4年制以上の学科) | H17・文部科学省告示 |
|       | 専門士                        | 特定の専修学校の専門課程<br>(主に2~3年制の学科) | H6・文部科学省告示  |